

# 佐賀県大規模小売店舗立地法運用事務要綱

[平成12年4月28日佐賀県知事通知第201号]

平成17年 3月10日一部改正

平成17年11月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第91号（一部改正）。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか法の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか法、施行令及び施行規則において使用する用語の例による。

## 第2章 事前協議

(事前協議)

第3条 法第5条第1項、法第6条第2項、法附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行う者（以下「届出者」という。）は、あらかじめ県及び当該大規模小売店舗の所在地が属する市町村等と届出の内容に関する協議を行うものとする。

2 県は、前項の協議において、法第1条及び法第4条の目的を達成するため必要な指導及び助言を行う。

第4条 削除

## 第3章 新設届出

(届出部数)

第5条 法第5条第1項の規定による届出に係る届出書及び添付書類の提出部数は、9部（正本1部、写し8部）とする。

(公告)

第6条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告は、佐賀県庁ホームページにより行う。

## 第4章 変更届出

(届出部数)

第7条 法第6条第1項の規定による届出に係る届出書の提出部数は、2部（正本1部、写し1部）とする。

2 法第6条第2項（法附則第5条第1項及び同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る届出書及び添付書類の提出部数は、2部（正本1部、写し1部）とする。

（公告）

第8条 法第6条第3項の規定による公告は、第6条の規定を準用する。

（法第6条第4項ただし書きの手続）

第9条 法第6条第4項ただし書きに規定する軽微な変更を行おうとする届出者は、あらかじめ、知事に対し軽微変更申出書（様式第2号）を2部（正本1部、写し1部）提出し、承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の申出書の内容が軽微な変更該当するか否かにつき、届出者に対し文書により通知する。

## 第5章 その他の届出等

（廃止届出）

第10条 法第6条第5項の規定による届出に係る届出書の提出部数は、2部（正本1部、写し1部）とする。

2 法第6条第6項の規定による公告は、第6条の規定を準用する。

（承継届出）

第11条 法第11条第3項の規定による届出に係る届出書の提出部数は、2部（正本1部、写し1部）とする。

（取下げ）

第11条の2 届出者は、法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項、法第6条第5項、法第8条第7項、法第9条第4項、法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出を取下げの場合、知事に対し取下げ書（様式第2号の2）を2部（正本1部、写し1部）提出するものとする。

（報告）

第11条の3 法第14条第1項の規定により報告を求められた届出者及び同条第2項の規定により報告を求められた大規模小売店舗において小売業を行う者は、知事に対し報告書（様式第2号の3）を2部（正本1部、写し1部）提出するものとする。

## 第6章 説明会

（開催回数）

第12条 知事は、法第7条第1項の規定による説明会の開催について、施行規則第11条第1項ただし書の規定により複数回の開催が必要と認める場合は、説明会開催者に対し文書により指定する。

（説明会の省略）

第13条 施行規則第11条第2項の規定により説明会を届出等の要旨を掲示することにより行おうとする説明会開催者は、法第6条第2項の届出と同時に、知事に対し掲示による説明会申出書（様式第3号）を2部（正本1部、写し1部）提出し、承認を受けるものとする。

2 知事は前項の申出書の内容に対し説明会開催の必要性について判断し、説明会開催者に対し文

書により通知する。

(開催公告)

第14条 法第7条第2項の規定による公告において、施行規則第12条第1項第3号に定める県が適切と認める方法は、時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への折り込み広告とする。

(説明会の開催公告の範囲)

第14条の2 説明会の開催公告の範囲は、店舗の所在地から半径2キロメートルとする。

(開催不能の場合の措置)

第15条 法第7条第4項の規定により説明会を開催することができない説明会開催者は、遅滞なく、知事に対し説明会開催不能申出書(様式第4号)を2部(正本1部、写し1部)提出し、承認を受けるものとする。

2 知事は、前項の申出書の内容が施行規則第13条第1項の事由に該当するか判断し、説明会開催者に対し文書により通知する。

3 法第7条第4項の規定による周知について、施行規則第13条第2項第3号に定める県が適切と認める方法は次のとおりとする。

(1) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への折り込み広告

(2) 当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の内容を掲示し、この旨を前号と同様の方法で広告すること

(実施状況報告)

第16条 説明会開催者は、説明会の終了後、速やかに、知事に対し説明会実施状況報告書(様式第5号)を2部(正本1部、写し1部)提出するものとする。

2 知事は、第1項の報告書の内容について、法第7条第1項及び同条第4項の規定による周知の状況を判断し、説明会開催者に対し文書により通知する。

## 第7章 意見

(意見書の提出)

第17条 法第8条第1項の規定により行う市町村の意見は、意見書(様式第6号)による。

2 法第8条第2項の規定による意見書の提出は、意見書(様式第7号)により行うものとする。

(意見書の公告)

第18条 法第8条第3項の規定による公告は、第6条の規定を準用する。

(県の意見を有しない旨の通知)

第19条 知事は、法第8条第4項の規定により意見を有しない場合には、届出者に対しその旨を文書により通知する。

(県の意見の公告)

第20条 法第8条第6項の規定による公告は、第6条の規定を準用する。

(県の意見に対する変更届出等)

第21条 法第8条第7項の規定による届出に係る届出書及び添付書類の提出部数は、2部(正本1部、写し1部)とする。

2 法第8条第7項の規定により変更しない旨の通知を行う届出者は、知事に対し届出事項を変更しない旨の通知書(様式第8号)を2部(正本1部、写し1部)提出するものとする。

- 3 法第8条第8項の規定による公告は、第6条の規定を準用する。
- 4 知事は、法第8条第4項の規定による意見を述べた後、届出者が法第8条第7項の規定による届出又は変更しない旨の通知を相当の期間内に行わない場合、法第14条第1項の規定により状況報告を様式第9号により求める。

## 第8章 勧告

(県の勧告)

第22条 知事は、法第9条第1項の規定により届出者に対し勧告を行う場合又は行わない場合は、文書により通知する。

(勧告の公告)

第23条 法第9条第3項の規定による公告は、第6条の規定を準用する。

(勧告に対する変更届出)

第24条 法第9条第4項の規定による届出に係る届出書及び添付書類の提出部数は、2部（正本1部、写し1部）とする。

- 2 法第9条第4項の規定による届出を行わない届出者は、知事に対し届出事項を変更しない旨の通知書（様式第10号）を2部（正本1部、写し1部）提出するものとする。
- 3 法第9条第5項の規定による公告は、第6条の規定を準用する。
- 4 知事は、法第9条第1項の規定による勧告後、届出者が法第9条第4項の規定による届出又は第2項の変更しない旨の通知を相当の期間内に行わない場合、法第14条第1項の規定により状況報告を様式第9号により求める。

## 第9章 公表

(公表前の協議)

第25条 知事は、法第9条第7項の規定により公表しようとする場合、あらかじめ、届出者から変更しない理由についてその事情を聴くものとする。

(公表の通知)

第26条 知事は、法第9条第7項の規定により公表する場合又は公表しない場合は、届出者に対し文書により通知する。

(公表の方法)

第27条 法第9条第7項の規定による公表は、佐賀県庁ホームページに掲載する方法により行うほか、必要に応じ次の方法を併せて行う。

- (1) 時事に関する事項を掲載する主要な日刊新聞紙への掲載
- (2) 県政記者クラブへの資料提供

### 附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第1条から第4条までの規定は、平成12年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年3月10日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱による改正前の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日から平成21年9月30日までの間、使用することができる。

## 別表

様式第1号	削除
様式第2号	軽微変更申出書（第9条）
様式第2号の2	取下げ書（第11条の2）
様式第2号の3	報告書（第11条の3）
様式第3号	掲示による説明会申出書（第13条）
様式第4号	説明会開催不能申出書（第15条）
様式第5号	説明会実施状況報告書（第16条）
様式第6号	市町村からの意見書（第17条第1項）
様式第7号	住民等からの意見書（第17条第2項）
様式第8号	届出事項を変更しない旨の通知書（第21条第2項）
様式第9号	県の意見（勧告）に対する検討状況報告書（第21条第4項・第24条第4項）
様式第10号	届出事項を変更しない旨の通知書（第24条第2項）

様式第 1 号 (第 4 条関係) 削除

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

軽微変更申出書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）について、同法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として承認を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 変更予定年月日
- 4 変更する理由
- 5 軽微な変更該当する理由

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 ※印の項は記載しないでください。
  - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。
  - 4 県によっては運用により、法に基づく変更の届出を行う前に本申出書を提出する場合がありますので、その場合は本文中の届出日については、届出予定の日付を記載してください。

軽微変更申出書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。

様式第2号の2（第11条の2関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 取下げ書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

下記店舗に係る平成 年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく届出  
については、下記の理由により取下げます。

### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取下げの理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。  
2 ※印の項は記載しないでください。

取下書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。



様式第2号の3（第11条の3関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 報 告 書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第14条第1項の規定により平成 年 月 日付けで報告を求められた事項  
について、下記のとおり報告します。

### 記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告する事項及び内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。  
2 ※印の項は記載しないでください。

報告書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

掲示による説明会申出書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定に基づく変更の届出（平成 年 月 日）に関し、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることを承認されるよう、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更する事項  
（変更前）  
（変更後）
- 3 変更予定年月日
- 4 当該変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由
- 5 届出事項等の掲示期間及び掲示場所

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 ※印の項は記載しないでください。
  - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

掲示による説明会申出書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能申出書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

年 月 日の公告に係る説明会の開催について、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催予定年月日及び場所
- 3 説明会を開催することができない事由
- 4 届出等の内容の周知方法

- (備考) 1 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
- 3 ※印の項は記載しないでください。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

説明会開催不能申出書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会等実施状況報告書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
住所

大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会等の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

項 目		内 容	
大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
説 明 会	開催の周知（方法・内容・時期）		
	第1回	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分
		開催場所	
		説明者（設置者側出席者）	
		出席者	名（別添出席者名簿のとおり）
		議事の概要	
		陳述意見・質疑	
	第2回	（同上）	
		（同上）	
	説明会未実施の場合の代替措置	代替措置の概要	
代替措置の実施日			
その他特記事項			

（備考） 1 法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合、又は、法施行規則第11条第2項の規定に基づき、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることの承認を受けた場合は、「説明会未実施の場合の代替措置」欄に説明会の代替措置の概要及び代替措置の実施日について、記載してください。なお、法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合は、「説明会」欄についても実施予定であった説明会の概要について可能な限り記載してください。

2 下記の資料を添付してください。

(1) 説明会で配布した資料

(2) 説明会の開催公告（代替措置実施の場合は、届出等の要旨の掲載）を行った媒体の写し

※市町村の公報又は広報誌、新聞紙、チラシ、出店予定地等に設置した掲示板の写真等

(3) その他知事が必要と認めるもの

※県によっては、新聞掲載（折込）を実施したことが確認できる資料として、新聞配達地区別配布枚数の一覧、配布範囲を示した図面及び配布費用に係る領収書又は請求書の写し等が必要なところもありますので、事前にご確認ください。

3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

4 ※印の項は記載しないでください。

5 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

説明会実施状況報告書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

〇〇県知事 様

市 町 村 長

年 月 日付け 第 号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見

※大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

- （備考）
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 2 ※印の項は記載しないでください。
  - 3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

## 意見書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名  
住所・所在地

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

### 2 意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 廃棄物に係る事項等
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他

### 3 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名、住所・所在地の公表（公告・縦覧）について（どちらかに〇印をつけてください。）

- ・公表してもよい
- ・公表してほしくない

#### 〇意見書の記載及び提出について

- 1 日本語で記載してください。
- 2 意見を述べるにあつては、その理由を記載してください。
- 3 述べられた意見については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、その概要を県の方で公告するとともに、提出された意見書を縦覧に供します。
- 4 意見書の提出は、届出の公告の日から4月以内となっていますので、提出期限にご注意ください。

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 ※印の項は記載しないでください。

3 この様式は、九州各県（沖縄県、政令市を除く。）共通のものであり、宛名を変えるだけで、そのまま他県でも使用することができます（左上部の様式番号は不要）。



意見書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html> 」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。

様式第8号（第21条関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

年 月 日付け 第 号で通知のあった大規模小売店舗立地法第8条第4項に基づく意見に対し、届出事項の変更は行わないこととしたので、同法同条第7項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

- (備考) 1 変更しない理由に関する資料を添付してください。  
2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。  
3 ※印の項は記載しないでください。

届出事項を変更しない旨の通知書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

県の意見（勧告）に対する検討状況報告書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

年 月 日付け 第 号で通知のあつた〔大規模小売店舗立地法第8条第4項に基づく意見・大規模小売店舗立地法第9条第1項に基づく勧告〕に対する検討状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 県の意見（勧告）に対する検討状況
- 3 意見（勧告）に対する変更届出又は変更しない旨の通知を行おうとする時期（予定）

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。

2 ※印の項は記載しないでください。

県の意見（勧告）に対する検討状況報告書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。

県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。

詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である

「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html>」をご覧ください。

お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

〇〇県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
住所

年 月 日付け 第 号で通知のあった大規模小売店舗立地法第9条第1項の規定による  
勧告に対し、届出事項の変更は行わないこととしたので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

- （備考）
- 1 変更しない理由に関する資料を添付してください。
  - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
  - 3 ※印の項は記載しないでください。

届出事項を変更しない旨の通知書には、届出者の氏名などの個人情報を記載する欄があります。これは佐賀県が届出者からお預かりする大切な個人情報ですので、大規模小売店舗立地法の運用に使用し、それ以外の目的では使用しません。  
県の内部においても、情報公開を行うに当たって必要最小限の職員がこれを取り扱うこととしております。  
詳しくは、佐賀県の個人情報保護の基本方針である  
「佐賀県プライバシーポリシー <http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacy/privacypolicy.html> 」をご覧ください。  
お問い合わせは、経営支援課商業担当（電話番号：0952-25-7095）までお願いします。